

中世盛期フランスにおける公文書発給とその管理

井上 陽子

西洋史学専門 博士前期課程2年

1. はじめに

12世紀末、フィリップ・オーギュスト治世下のフランスにおいて、公文書管理の観点からある転換期を迎えた。国王宮廷により発給された公文書のコピーを保存する、という動きである。以前は公文書を受給した側がその管理、保管のためにオリジナル文書の保存、または複写を行い他の受給した文書ともども保管を行っていた。しかしながら、発給者である国王宮廷が自身の発した公文書を一部あるいは全文複写し、いつ誰にどのような権利の手続きを行ったのか、文書として記録するようになったのである。増加する公文書の発給数とこうした記録化の動きは、歴史家たちにも注目されており¹⁾、フィリップ・オーギュスト研究においてその最たる研究者であるJ.W. ボルドウィン²⁾は、この動きにより、はじめて中世フランス国王の宮廷が内部史料を用いて知ることができるようになった点を評価している²⁾。

こうしたフィリップ・オーギュストの国王宮廷により発給された公文書とその保管について、報告者は、実際に現在これらの史料が保存されているパリのフランス国立公文書館に赴き、現存する証書史料の閲覧を行った。ここでは、フィリップ・オーギュスト治世の証書史料の特徴を整理するとともに、国立公文書館における現在の史料状況を調査結果として示すことにする。

2. フィリップ・オーギュストの証書史料

報告者が中心的に扱うのは、証書史料群 (sources diplomatiques) と呼ばれる、ある一定の法的手続きのさい作成される文書である。その最たる例が皇帝や国王が発した尊厳型証書、いわゆる国王証書 (diplôme) である。その他にも、12世紀半ばから普及し増加する新型の証書 (charte)、その他本来私的なものである書簡の形式にのっとり書かれた開封書簡 (lettre patente) などがあり、そのすべてを包括し acte (同様に証書と

訳される) という語が充てられている³⁾。

これらの証書 (acte) とは、自身の保有する権利を証明するためのものであった。渡辺 (2003) は、一般的な定義として以下のように示している。(1)法的行為 (物件の売却、贈与、抵当化、遺贈など)、法的決定 (争訟における示談、判決、譲歩など)、或いは法的事実 (出生、死亡など) に伴う財産、特権の確認を書き留めたもの、(2)一定の手段により法的有効性が賦与されているもの、(3)その法的性格よりして一定の伝統に従って作成されているものである⁴⁾。証書は羊皮紙にラテン語で書かれ、絹紐と蜜蝋に押された印璽で二つ折りにして封をされた。

中世フランスの国王については、発給した証書を集めた証書集が編纂されている。教会や修道院、都市や諸侯らに発給された証書は、それぞれの受給者が、自身に与えられた様々な権利を記録するためカルチュレールに筆写し保存した。また、フィリップ・オーギュストの国王宮廷においては、前述した通り、しばしば革新的であるとか、最初の登録台帳 (registre) であると指摘されるが、発給した証書を複写し国王宮廷の元に、誰にどういった特権を授与したかを記録する行為が文書局によってなされた。「文書の宝物庫 (Trésor des chartes)」と呼ばれるアーカイヴズの誕生である⁵⁾。こうしたカルチュレールや国王宮廷の文書局の記録から、国王によって発せられた証書が集成され、フィリップ・オーギュストに関しては、1900年代前半から証書集の公刊が開始された。Recueil des actes de Philippe Augusteと題された全6巻の証書集⁶⁾が刊行されている。この証書集に収録されている証書の総数は1800通を超え、父親のルイ7世が約800通であるのに比べると、その2倍以上を数える。そのうちオリジナルの証書も440通ほど残存し、フランス国立公文書館や国立図書館、また各県の公文書館に収蔵されている。

3. 登録台帳の出現

国王宮廷の文書局と彼らによる文書管理について

は、詳細なことはわかっていない。国王の巡幸に同行した文書局員が国王の証書や印璽を持ち歩き管理していたと推測されている。文書局員とは、宮廷礼拝堂付司祭や従軍司祭など、国王に近い立場にあった聖職者たちである。彼らが、王領地内を税徴収や裁判等のため巡幸していた国王に同行しながら、ラテン語で書かれた証書の作成を行っていた。しかし、1194年、フレトヴァルにおいてイングランド・フランス両国王が相まみえ戦となった⁷⁾。フレトヴァルから敗走するさなか、フィリップ・オーギュストは国王の宝物や公文書などの大多数を損失した。この敗戦をきっかけにして、パリのシテ島に建つ王宮内に、公文書を保管するアーカイヴズ「文書の宝物庫 (Trésor des chartes)」がはじめて作られた。同時期に、国王の宝物についても、テンプル騎士団に管理が委託された。

アーカイヴズ管理のため文書局によって作られたのが、国王の収益や封の一覧など、羊皮紙に乱雑に書き込まれた登録台帳である⁸⁾。この登録台帳はA・B・C・D・Eと5つ作成されているが、BはAのコピー、DはCのコピーであるので、実際は3種、A・C・Eと作成された。これらの登録台帳には、これまでと同様収益や封、コミューン都市や司教座都市等が一覧の形で記されているだけでなく、発給した証書も記録されており、こうした動きはのちのカペー王朝の国王たちにも受け継がれる。例えばルイ9世もこの「ゲランの登録台帳 (登録台帳E)」のコピーを持ち歩き、十字軍遠征のさいでも、自身が発給した証書を書き込ませている。また、教皇からの勅書なども複写され記録されており、のちの国王たちにより付け足されていった。自身が保有する権利の証明のために、公文書の記録は重要であったのだろう。

このように、証書発給の増加とそれに伴う書式の変容、そして登録台帳の作成とアーカイヴズの誕生が、

フィリップ・オーギュストの証書史料における特徴的な点である。報告者はこの証書史料をもとにフィリップ・オーギュスト治世の国王宮廷の所在地、とりわけ「首都」としてのパリと王領地の拡大及びその統治について、修士論文のテーマに掲げており、今回の調査ではその出発点となるようパリのフランス国立公文書館においてオリジナルの証書史料の調査に赴いた。

4. フランス国立公文書館での史料調査

現存するフィリップ・オーギュストの証書史料を最も多く保管しているのが、フランス国立公文書館 (図1) である。しかし残念ながら、保存状態などの理由から、現在は12世紀のオリジナル証書を閲覧することはできなかった。かわりにマイクロフィルムに収められ、こちらは自由に閲覧可能となっている (図2)。中世の証書史料の閲覧は不可能であるが、近現代の証書や書簡、雑誌記事など、比較的時代の新しく史料状態の良いものであれば、オリジナルの文書を閲覧することは可能である。

12世紀末に作られた「文書の宝物庫」に収められていた登録台帳及び幾つかの証書史料はパリのマレ地区にあるフランス国立公文書館 (スビズ館) に保管されている。パリのシテ島の王宮内に作られた「文書の宝物庫」内の史料群は、フランス革命のさなか1792年に一括で政府に没収され、その後奇跡的に大きな損害を受けることもなく、そのまま現在に至るまでフランス国立公文書館に収蔵され保管されたのである。JおよびJJ系列として分類記号が付けられているが、これは17世紀はじめに行われた分類時の記号をおおむね踏襲している⁹⁾。その他中世フランスの証書史料が雑多に分類記号をふられ台帳に記録されている中から、フィリップ・オーギュストの証書史料を探し、割



図1 フランス国立公文書館・スビズ館



図2 マイクロフィルム閲覧室

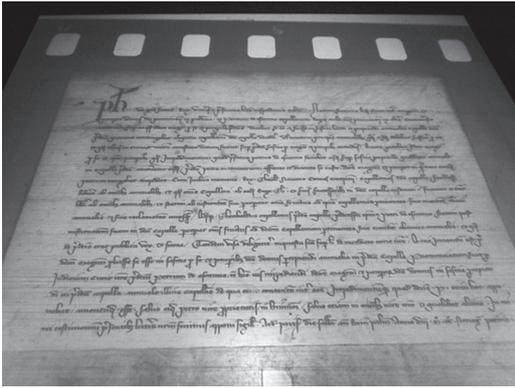


図3 マイクロフィルムでの閲覧
(史料番号 J206・証書番号 no. 73)



図5 コンシェルジュリ内部 (14世紀)

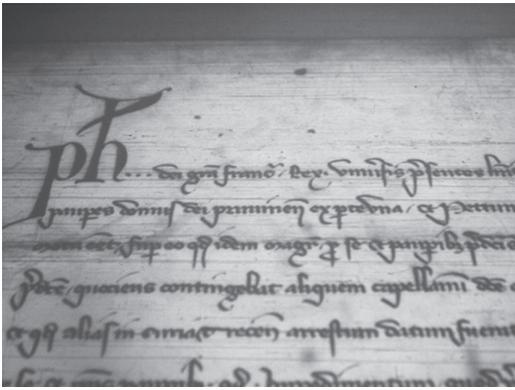


図4 証書冒頭句



図6 サン・ポール教会裏手の城壁跡

りふられた史料番号を確認することが、史料を閲覧する前段階の作業として必要である。例えば、Jと記号がふられた台帳から、巻末の索引を頼りにフィリップ・オーギュストの国王証書の史料番号を探し終えると、マイクロフィルム閲覧室で目当ての史料番号がふられたマイクロフィルムを受付で請求し、閲覧する、という流れである(図3, 図4)。

今回の調査についてはオリジナルの証書史料を見ることはできなかったが、近年、国立公文書館では、収蔵している史料をデジタル画像としてインターネット上で閲覧することができるよう準備が進められている。フィリップ・オーギュストの証書史料はまだ少ないが、今年に入って、登録台帳の一部がインターネット上で閲覧できるようになっている。今後このような史料のデジタル化が進むことで、研究に大いに役立つことになるだろうと期待できる¹⁰⁾。

5. おわりに

今回のパリにおける調査では、オリジナルの証書史料は保存状態等の理由上閲覧することはできなかった

が、インターネットを通じての画像公開が今後どのように行われていくのか、説明を聞くことができた。とりわけ、現在マイクロフィルムでしか閲覧が許可されていない史料から公開の準備を始めているという。今回報告者が特に調査対象としていた、証書集だけでは調査できない、証書史料の書式の違いによる印璽の絹紐や蜜蝋の色の変化が、マイクロフィルムを通じてではなかなか読み取ることができなかった。今後登録台帳だけでなく、フィリップ・オーギュストの証書史料が画像データ化され公開されることを期待したい。

また、シテ島に残る中世パリの王宮(現在のコンシェルジュリ及びサント・シャペル周辺)にも調査に赴いたが(図5)、12世紀、フィリップ・オーギュスト時代の建物はのちの時代の大改築のさい取り壊され、現存していない。14世紀末フィリップ4世治世化に建てられた建物がそのほとんどを占めている。王宮の宝物庫として使われていたテンプル騎士団の塔も、現在は地名が残るのみである。セヌ川右岸及び左岸のいくつかの場所には、かろうじて、フィリップ・オーギュスト治世に建てられた城壁跡が点在するのみである(図6)。フィリップ・オーギュストが「首都」と

しての機能を確立したパリが12世紀にどのような都市であったのかは、年代記等の叙述史料に依拠しなければならぬ。

最後に、今回のパリ調査期間中に、パリ第4大学ソルボンヌ校のドミニク・バルテルミ教授と面会することができた¹¹⁾。多忙中、報告者の今後の研究とその課題について数多くの有益な助言を頂いた事を、ここに記しておく。

注

- 1) M. Nortier, Les actes de Philippe Auguste : notes critiques sur les sources diplomatiques du règne, Robert-Henri Bautier dir., *La France de Philippe Auguste : le temps des mutations*, Paris, 1982. Jean Dufour, Peut-on-parler d'une organisation de la chancellerie de Philippe Auguste ?, *Archiv für Diplomatik : Schriftgeschichte Siegel- und Wappenkunde*, 41, 1995.
- 2) J. W. Baldwin, *The Government of Philip Augustus*, Univ. of California, 1986, pp. 412-418.
- 3) 渡辺節夫「フランス中世史料と歴史研究をめぐる諸問題—証書史料の類型化を中心として—」『歴史学と史料研究』東京大学史料編纂所(編), 2003, pp. 86-87.
- 4) 同上, pp. 85-86.
- 5) 岡崎敦「中世末期フランス王の文書管理—『文書の宝物庫』をめぐって—」『史淵』143号, 2006, pp. 43-47.
- 6) Élie Berger & M. H.-François Delaborde dir., *Recueil des actes de Philippe Auguste T. 1 Années du règne I à XV (1er nov. 1179-31*

oct. 1194), Paris, 1916.

M. H.-François Delaborde & Ch. Petit-Dutaillis dir., *T. 2 Années du règne XVI à XXVII (1er nov. 1194-31 oct. 1206)*, Paris, 1943.

M. J. Monicat & M. J. Boussard dir., *T. 3 Année du règne XXVIII à XXXVI (1er nov. 1206-31 oct. 1215)*, Paris, 1966.

Charles Samaran & Michel Nortier dir., *T. 4 Année du règne XXXVII à XLIV (1er nov. 1215-14 juil. 1223)*, Paris, 1979.

Jean Favier & Michel Nortier dir., *T. 5 Suppléments*, Paris, 2004.

Jean Favier & Michel Nortier dir., *T. 6 Lettres mises sous le nom de Philippe Auguste dans les recueils de formulaires d'école*, Paris, 2005.

7) 国王の年代記者ギョーム・ル・ブルトンにより記述されている。Rigord et Guillaume le Breton, M. Guizot éd., *Vie de Philippe Auguste*, p. 211.

8) J. W. Baldwin, *Les Registres de Philippe Auguste. Vol. 1 : Texte*, Paris, 1992.

9) 「文書の宝物庫」の概観は、以下で得られる。E. Taillemite éd., *Les Archives Nationales. État général des fonds. Tl. 1 : L'Ancien Régime*, Paris, 1978.

10) <http://www.culture.fr/caran/archim> において、順次国立公文書館所蔵の史料が画像データとして公開されている。

11) Dominique Barthélemy, *L'an mil et la paix de Dieu : la France chrétienne et féodale 980-1060*, Paris, 1999.

同上, *La chevalerie. De la Germanie antique à la France du XIIe siècle*, Paris, 2007.

同上, *La guérison de possédés dans les "Miracles de Saint-Benoît", Abbon, un abbé de l'an mil*, 2008, pp. 343-367.